

人事委員会年報

令和 6 年度

名古屋市人事委員会

目 次

1	委 員 会	1
(1)	委 員	1
(2)	委員会の開催状況	1
2	事 務 局	10
(1)	組 織	10
(2)	事務分掌	10
(3)	予 算	11
3	人事委員会規則の制定等	12
(1)	規則の一覧	12
(2)	令和6年度の規則の制定等	13
4	職員に関する条例の制定改廃に関する意見	14
5	任命権者からの申請に基づく承認	15
(1)	職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係	15
(2)	職員の給与に関する条例関係	16
(3)	職務に専念する義務の特例に関する条例関係	16
6	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
7	公平審査	21
(1)	勤務条件に関する措置の要求	21
(2)	不利益処分についての審査請求	22
(3)	訴訟	23
8	職員からの苦情の申出及び相談	24
(1)	制度の趣旨	24
(2)	職員からの苦情の申出及び相談の件数	24

9	職員団体の登録	25
(1)	登録職員団体一覧	25
(2)	登録事項の変更	25
10	労働基準監督機関としての職権行使等	26
(1)	号別区分	26
(2)	性能検査等	27
(3)	解雇予告除外認定	28
(4)	事業場調査	28
11	職員の退職管理について	29
12	任用	30
(1)	試験等の概要	30
(2)	採用競争試験及び採用選考の実施状況	30
(3)	昇任選考等の実施状況	31
(4)	転任試験及び転任承認の実施状況	32
(5)	条件付採用期間の延長	32
	[任用別表]	33

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、令和6年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和25年法律第261号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和26年名古屋市条例第26号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和26年人事委員会規則第2号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和26年人事委員会規則第3号）

労基法：労働基準法（昭和22年法律第49号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

※年月日の記載方法について

[例] R1. 7. 22＝令和元年7月22日

H30. 12. 12＝平成30年12月12日

S41. 10. 7＝昭和41年10月7日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、名古屋市人事委員会設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法的権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

職 名	氏 名	在 任 期 間	備 考
委 員 長	鈴木 典行	R 3. 7. 8～ (1 期)	弁護士
委 員 (委員長職務代理)	二神 望	R 4. 6. 12～ (1 期)	元交通局長
委 員	市橋 克哉	R 1. 7. 22～R 5. 7. 21 (1 期) R 5. 7. 22～ (2 期)	名古屋経済大学法学部 特任教授 名古屋大学 元理事・副総長

(令和7年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、令和6年度においては、定例会が37回開催された(会議規則)。

回	開催年月日	議 事
第1回定例会	R6. 4. 5	協議事項 1 令和6年度名古屋市消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験実施要綱について 2 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 報告事項 1 連合愛知からの申し入れについて 2 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について 3 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験」申込状況に

回	開催年月日	議 事
		ついて 4 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」申込状況について
第2回定例会	R6. 4. 11	審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和5年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について 2 令和5年度事業場調査結果のイントラネットへの掲載について
第3回定例会	R6. 4. 18	協議事項 1 労働基準法第104条第1項に基づく申告について 2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和6年職種別民間給与実態調査について
第4回定例会	R6. 4. 26	審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 審査請求に対する裁決について
第5回定例会	R6. 5. 8	協議事項 1 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験」「第1類係員転任試験及び能力認定試験」第1次試験合格者決定について 2 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」第1次試験合格者決定について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 教育委員会における学芸員（学芸職・課長補佐級）の募集要項について
第6回定例会	R6. 5. 23	協議事項 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 「令和6年度名古屋市職員課長補佐昇任選考実施要綱」及び「令和6年度名古屋市職員課長補佐・主任転任試験実施要綱」について 3 令和6年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験における絶対的不合格基準について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 教育委員会における学芸員（学芸職・課長補佐級）の募集要項について 2 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」申込状況について
第7回定例会	R6. 5. 27	協議事項 1 臨時休暇の承認について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について
第8回定例会	R6. 6. 3	協議事項 1 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（情報・技術）」「第1類係員転任試験及び能力認定試験（情報・技術）」合格者決定について 2 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（行政（プレ

回	開催年月日	議 事
		ゼンテーション型))」個別面接②対象者決定について 3 令和6年度秋実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験」の試験案内について 4 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」の試験案内について 5 令和6年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」の試験案内について 6 令和6年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」の試験案内について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて 2 令和6年度名古屋市職員「第2類・免許資格職係員転任試験」の実施について 3 令和6年度名古屋市職員「職務経験者係員転任試験」の実施について
第9回定例会	R6. 6. 10	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（行政・行政（教養型））」個別面接②対象者決定について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和5年度昇任選考に関する職員意識調査の結果について
第10回定例会	R6. 6. 21	協議事項 1 職務に専念する義務の免除について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）合格者決定について 4 採用選考（行政職・局長級）の可否決定について 5 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（行政（プレゼンテーション型））」合格者決定について 6 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（年度途中採用）」合格者決定について 7 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第1次試験合格者決定について 8 令和6年度障害者を対象とした行政職（事務）の採用選考の承認及び「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」案内について 9 令和6年度障害者を対象とした採用選考における絶対的不合格基準について 報告事項 1 令和6年度消防職課長補佐昇任選考申込状況について
第11回定例会	R6. 7. 8	協議事項 1 名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和6年度事業場調査の実施について
第12回定例会	R6. 7. 18	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和6年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（行政・行政（教養型））」「第1類係員転任試験及び能力認定試験（行政・行政（教養型））」合格者決定について 3 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験（消防）」個

回	開催年月日	議 事
		別面接②対象者決定について 報告事項 1 令和6年度消防職課長補佐昇任選考受験状況について 2 名古屋市任期付職員（弁護士）募集案内について 3 異動期間が延長された管理監督職の延長状況の報告について
第13回定例会	R6. 7. 26	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第14回定例会	R6. 8. 1	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第15回定例会	R6. 8. 8	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和6年度消防職課長補佐昇任選考第1次試験合格者決定について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（観光文化交流局課長級（MICE誘致強化）・（観光プロモーション））募集案内について
第16回定例会	R6. 8. 19	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和6年度夏実施試験 名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」合格者決定について 3 令和6年度名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）【追加募集：獣医・保育Ⅱ】の試験案内について 報告事項 1 人事院勧告について 2 令和6年度秋実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験」「第2類・免許資格職採用試験」「職務経験者採用試験」「就職氷河期世代採用試験」申込状況について
第17回定例会	R6. 8. 30	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和7年度の課長補佐昇任選考制度改正について 3 令和7年度の職員採用試験制度改正について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和6年度課長補佐昇任選考・転任試験の申込状況（速報値）について
第18回定例会	R6. 9. 4	協議事項 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 令和6年度消防職課長補佐昇任選考第2次試験合格者決定について 3 条件付採用期間の延長の承認について（職員の任用に関する規則第38条第2項による延長） 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて 2 スポーツ市民局における行政職課長補佐の採用について 3 名古屋市任期付職員（防災危機管理局課長級）募集案内について

回	開催年月日	議 事
		4 名古屋市任期付職員（健康福祉局保健センター所長）募集案内について 5 名古屋市任期付職員（SC、SSW）募集案内について
第 19 回定例会	R6. 9. 30	協議事項 1 条件付採用期間の延長の承認について（職員の任用に関する規則第 38 条第 2 項による延長） 審理事項 1 令和 5 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 6 年 8 月 27 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 報告事項 1 審査請求に対する審査庁からの裁決について 2 上下水道局業務技師の「局内転任制度」の創設について
第 20 回定例会	R6. 10. 8	協議事項 1 採用選考（学芸職・課長補佐級）の合否決定について 2 令和 6 年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験第 1 次試験の日程について 3 令和 6 年度秋実施試験名古屋市職員「第 1 類採用試験」第 1 次試験合格者決定について 4 令和 6 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」「第 2 類・免許資格職係員転任試験」第 1 次試験合格者決定について 5 令和 6 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」「職務経験者係員転任試験」第 1 次試験合格者決定について 6 令和 6 年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第 1 次試験合格者決定について 7 令和 6 年度名古屋市職員採用試験案内（第 1 類）【追加募集：行政（プレゼンテーション型）】の試験案内について 8 令和 6 年度名古屋市職員採用試験案内（職務経験者）【追加募集：心理・土木・建築・機械・電気・造園】の試験案内について 審理事項 1 令和 5 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 令和 6 年度名古屋市職員「障害者を対象とした採用選考」「職務経験者採用試験【追加募集：獣医・保育Ⅱ】」申込状況について
第 21 回定例会	R6. 10. 28	協議事項 1 一般職の任期付職員の採用の承認について 2 令和 6 年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第 1 次試験合格者決定について 3 令和 6 年度「職務経験者採用試験【追加募集：獣医・保育Ⅱ】」第 1 次試験合格者決定について 審理事項 1 令和 5 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について
第 22 回定例会	R6. 11. 11	協議事項 1 令和 6 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」「第 2 類・免許資格職係員転任試験」合格者決定について 2 令和 6 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育Ⅰ）」「職務経験者係員転任試験（保育Ⅰ）」合格者決定について 3 令和 6 年度秋実施試験名古屋市職員「第 1 類採用試験」個別面接②対象者決定について 4 令和 6 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」「職務経験者係員転任試験」第 2 次試験合格者決定について

回	開催年月日	議 事
		5 令和6年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」第2次試験合格者決定について 審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について
第23回定例会	R6.11.22	審理事項 1 令和5年人委（審）第1号事案に係る審理について 2 令和6年人委（措）第1号事案に係る審理について
第24回定例会	R6.11.25	協議事項 1 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 令和6年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第2次試験合格者決定について 3 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：獣医・保育Ⅱ】」第2次試験合格者決定について 報告事項 1 令和7年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 2 令和6年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験第1次試験受験状況について 3 令和6年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：行政（プレゼンテーション型）】」「職務経験者採用試験【追加募集：心理・土木・建築・機械・電気・造園】」申込状況について
第25回定例会	R6.12.9	協議事項 1 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について 2 令和6年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験 第1次試験合格者決定について 3 一般職の任期付職員（観光文化交流局課長級（MICE誘致強化））採用の承認について 4 一般職の任期付職員（観光文化交流局課長級（観光プロモーション））採用の承認について 5 令和6年度秋実施試験名古屋市職員「第1類採用試験」合格者決定について 6 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育以外）」合格者決定について 7 令和6年度名古屋市職員「就職氷河期世代採用試験」合格者決定について 8 令和6年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：行政（プレゼンテーション型）】」第1次試験合格者決定について 9 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：心理・土木・建築・機械・電気・造園】」第1次試験合格者決定について 審理事項 1 令和6年人委（措）第1号事案に係る審理について
第26回定例会	R6.12.16	協議事項 1 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SC・SSW）採用の承認について 2 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SC・SSW）更新の承認について 3 令和6年度「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」合格者決定について 4 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：獣医・保

回	開催年月日	議 事
		育Ⅱ】」合格者決定について 5 令和7年度名古屋市職員採用試験日程について 6 条件付採用期間の延長の承認について（職員の任用に関する規則第38条第2項による延長） 審理事項 1 令和6年人委（措）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市任期付職員（衛生研究所長）募集案内について
第27回定例会	R6. 12. 25	協議事項 1 一般職の任期付職員（防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整））採用の承認について 2 一般職の任期付職員（健康福祉局保健センター所長）採用の承認について 3 令和6年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：行政（プレゼンテーション型）】」個別面接②対象者決定について 4 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：心理・土木・建築・機械・電気・造園】」第2次試験合格者決定について
第28回定例会	R7. 1. 10	協議事項 1 教育職員の正規の勤務時間の割振変更の承認について
第29回定例会	R7. 1. 20	協議事項 1 採用選考（スポーツ市民局・行政職・課長補佐級）の合否決定について 審理事項 1 令和6年12月26日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 報告事項 1 名古屋市と愛知県 給与比較について 2 健康福祉局における研究職課長級の募集について 3 採用候補者名簿の削除について
第30回定例会	R7. 1. 30	協議事項 1 課長補佐昇任選考における筆記試験の内容変更について（医療技術職等） 2 令和6年度名古屋市職員「第1類採用試験【追加募集：行政（プレゼンテーション型）】」合格者決定について 3 令和6年度名古屋市職員「職務経験者採用試験【追加募集：心理・土木・建築・機械・電気・造園】」合格者決定について
第31回定例会	R7. 2. 3	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 令和6年度課長補佐昇任選考、課長補佐・主任転任試験 第2次試験合格者決定について 3 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事SSW）採用の承認について 報告事項 1 教育委員会事務局における一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事SSW）の募集について
第32回定例会	R7. 2. 14	協議事項 1 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正並びに名古屋市旅費条例の制定に対する人事委員会の意見について 2 令和7年度春実施試験 名古屋市職員「第1類採用試験」の実施要綱について

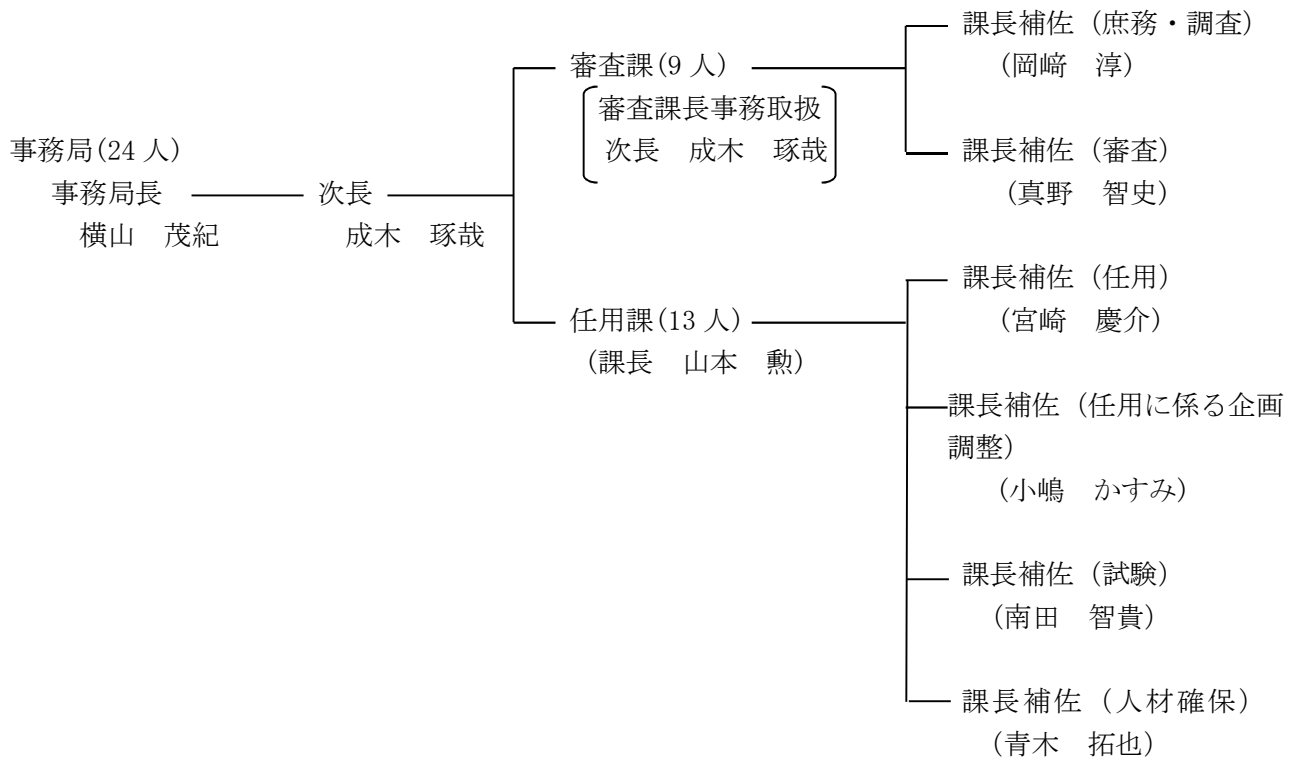
回	開催年月日	議 事
		3 令和7年度採用試験及び転任・能力認定試験における絶対的不合格基準について 4 名古屋市任期付職員（衛生研究所長）の採用の承認について 審理事項 1 令和6年人委（措）第1号事案に係る審理について 2 令和7年人委（審）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和7年度春実施試験 名古屋市職員「第1類係員転任試験及び能力認定試験」の実施について
第33回定例会	R7. 2. 25	協議事項 1 採用選考（健康福祉局・研究職・課長級）の合否決定について 2 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SC）採用の承認について 審理事項 1 令和6年人委（措）第1号事案に係る審理について 報告事項 1 令和6年度事業場調査の結果について
第34回定例会	R7. 3. 4	協議事項 1 課長補佐昇任選考（推薦型）合格者決定について 2 採用選考（子ども青少年局・行政職・課長補佐級）の合否決定について 3 一般職の任期付職員の更新の承認について (1) 経済局イノベーション推進部スタートアップ支援課課長補佐（スタートアップ支援に係る特命事項の処理担当） (2) 総務局総合調整部総合調整課課長補佐（公民連携推進に係る企画調整担当） (3) 観光文化交流局観光交流部観光推進課課長補佐（観光に係る広域連携等担当） (4) 衛生研究所微生物部長 (5) 厚生院長 (6) 西部児童相談所担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） (7) 東部児童相談所担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） (8) 緑区保健福祉センター所長
第35回定例会	R7. 3. 19	協議事項 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 給料の調整額の支給に関する承認について 4 管理職手当の支給に関する承認について 5 職員の正規の勤務時間の割振変更等の承認について 6 転任承認について 7 採用選考（総務局・行政職・課長級）の合否決定について 8 採用選考（上下水道局・行政職・課長補佐級）の合否決定について 9 一般職の任期付職員（教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援課 指導主事 SSW）採用の承認について 報告事項 1 連合愛知からの申し入れについて
第36回定例会	R7. 3. 25	協議事項 1 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について

回	開催年月日	議 事
		2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 3 事務局長以下代決規程の一部改正について 4 職員の任用に関する規則の一部改正について 5 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 報告事項 1 名古屋市と 5 大市 給料比較について 2 令和 6 年度事業場調査結果のイントラネットへの掲載について
第 37 回定例会	R7. 3. 27	審理事項 1 令和 6 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 2 令和 7 年人委（審）第 1 号事案に係る審理について

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第12条第1項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(令和7年4月1日現在)

(2) 事務分掌

審査課

- 1 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- 2 事務局の人事、予算決算、文書及び公印に関すること。
- 3 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 4 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 5 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- 6 給与等に関する報告及び勧告に関すること。
- 7 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 8 厚生福利制度に関すること。
- 9 給与支払の監理に関すること。
- 10 職員団体の登録等に関すること。
- 11 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 12 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- 13 退職管理に関すること。
- 14 他課の主管に属しないこと。

任用課

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 競争試験及び選考に関すること。
- 3 転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 採用候補者名簿に関すること。
- 7 条件付採用期間の延長に関すること。
- 8 臨時的任用に関すること。

(令和7年4月1日現在)

(3) 予 算

令和7年度予算		
科	目	予算額(千円)
	(節)	
(款)職員費	給 料	97,071
(項)総務職員費	職員手当等	84,838
(目)人事委員会職員費	共 済 費	38,877
	旅 費 (在勤地内旅費)	457
	小 計	221,243
(款)総務費	報 酬	8,660
(項)総務管理費	報 償 費	112
(目)人事委員会費	旅 費 (費用弁償・普通旅費)	727
	交 際 費	10
	需 用 費	3,751
	役 務 費	1,372
	委 託 料	18,083
	使用料及び賃借料	13,951
	備品購入費	177
	負担金補助及び交付金	2,758
	小 計	49,601
合	計	270,844

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに令和6年度の規則の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号) 名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号) 名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号) 名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号) 名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号) 名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)
任 用	職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号) 編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号) 試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号) 一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号) 出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)
分限及び懲戒	職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号) 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号) 公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号) 職員の定年等に関する条例施行規則(昭和60年人事委員会規則第1号) 職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)
退 職 管 理	職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)
服 務	職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号) 営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)
措置要求、 審査請求等	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号) 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号) 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号) 不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号) 公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号) 職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(2) 令和 6 年度の規則の制定等

公布年月日	規則名	内容
R6. 4. 22	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	消防職における推薦型の昇任選考の実施に伴う所要の改正
R6. 5. 24	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R6. 7. 9	名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則	公布に係る事務手続きの効率化を図るため、規則等の公布手続きを市役所の掲示場での掲示から、原則市公報への掲載に変更することに伴う所要の改正
R6. 12. 12	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の在籍する学校等の行事に参加する場合において、職務に専念する義務を免除できることとするに伴う所要の改正
R7. 3. 25	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴う所要の改正
R7. 3. 25	名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	名古屋競輪組合法設置条例施行細則の改正に伴う所要の改正
R7. 3. 27	職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員における育児参加職免、分べん看護職免、出生支援職免の取得要件について、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているものであることを要しないものとするに伴う所要の改正
R7. 3. 28	職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	超過勤務の免除について、対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することに伴う所要の改正
R7. 3. 31	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職務経験者採用試験及び就職氷河期世代採用試験の廃止、資格試験の導入、職員昇任基準年数の見直し並びに組織改編に伴う所要の改正

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第 5 条第 2 項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第 8 条第 1 項第 3 号)。

令和 6 年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
R6. 11. 29 (11 月定例会)	職員の給与に関する条例の一部改正	・月例給 2.81%引上げ ・特別給 0.10 月分引上げ (支給月数 4.60 月へ)	妥当
R7. 2. 19 (2 月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正 名古屋市旅費条例の制定	・扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当等の改定 ・教育職給料表(2)における職務の級特 2 級の新設等 ・国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う規定の整備	異議なし 異議なし

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和6年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R6. 5. 28	次の基準を満たす職員（再任用職員及び臨時的任用職員を含む。） 令和6年6月1日から令和6年9月30日までの間における在職期間が ①108日以上 ②93日以上108日未満 ③62日以上93日未満 ④31日以上62日未満 ⑤16日以上31日未満 ⑥16日未満	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和6年6月1日から同年11月30日までの期間に、①の職員には5日、②の職員には4日、③の職員には3日、④の職員には2日、⑤の職員には1日、臨時休暇を与える。⑥の職員の臨時休暇は0日とする。（半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。）

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 1. 10	なごやか中学校に勤務する教育職員及び事務職員	夜間中学の新設に伴い、新たに勤務時間の割振りを行うもの
R7. 3. 21	環境局富田工場に勤務する職員のうちごみの焼却作業に従事する工場長補佐、主任、技師、業務技師及び技士	運転業務についての土日の日勤及び全ての夜勤の委託化に伴い、週休日等を変更するもの
	健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所に勤務する職員のうち技士	施設の老朽化に伴う人体火葬の停止により、勤務時間の割振り等を変更するもの
	子ども青少年局児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に勤務する職員のうち、 (1)主任（心理療法担当職員の業務に従事する者に限る。）で児童の一時保護業務に従事する者 (2)心理療法担当職員で児童の一時保護業務に従事する者	心理療法担当職員の配置に伴い、対象を追加するもの
R7. 3. 24	千種消防署警防地域第一課及び第二課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	昼間時間帯のみに稼働する日勤救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
	本部機動部隊に属し変則毎日勤務に服する職員	業務の様態に合わせた勤務面での合理化及びワークライフバランスの促進を目的として、時差勤務を適用させるための特別の定めをするもの
R7. 3. 24	新しい学校づくり推進部子ども応援課	夜間中学の新設に伴い、新たに勤務時間

	に所属する指導主事（なごやか中学校に勤務することがある者に限る。）	の割振りを行うもの
	新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（工業高等学校及び中央高等学校に勤務することがある者に限る。）	夜間定時制の高等学校における勤務のため、新たに勤務時間の割振りを行うもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項）

承認年月日	内 容
R7. 3. 21	特別支援学校における主幹教諭の配置に伴い、教育職給料表(2)職務の級特 2 級の調整基本額を定めるもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項）

承認年月日	対 象	内 容
R7. 3. 21	教育委員会事務局担当部長（担当部長（子ども応援）を除く。）	4 種
	教育委員会事務局指導主事（教育職給料表(2)職務の級特 2 級の適用を受ける者）	14 種
	教育委員会事務局指導主事（図書館と学校連携の推進の業務又は子どもに関する関係機関との連絡調整等の業務に従事する暫定再任用短時間勤務職員に限る。）	4 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

（根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	8

6 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第2項)。本委員会は、令和6年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち255事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、令和6年9月6日、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、月例給及び期末・勤勉手当の引上げについて勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 給与勧告のポイント

1 月例給【令和6年4月1日から実施】

- (1) 民間給与との較差 10,941円(2.81%)
- (2) 給与改定 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として給料表の引上げ。特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引上げ

2 期末手当及び勤勉手当【条例の公布の日から実施】

年間支給割合を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。
期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 給与制度のアップデート【令和7年4月1日から実施】

- (1) 扶養手当
国における制度の見直しを考慮して、段階的に配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当額の引上げ
- (2) 通勤手当及び単身赴任手当
国における制度の見直しを考慮して、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の拡大

1 職種別民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の1,696事業所から255事業所を無作為に抽出し、公務に類似する76職種に該当する実人員11,622人の4月分の給与等について調査

2 給与較差

本市職員と民間の事務・技術関係の職に従事する者について、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
400,299 円	389,358 円	10,941 円 (2.81 %)

(平均年齢 40.9 歳 平均勤続年 16.3 年)

3 給与改定

(1) 月例給

- ・ 上記の較差を解消するよう、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象として本市の実情に適合するように給料表を引上げ。特に、初任給については、人材確保の観点から、市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の水準を考慮して引上げ

(2) 期末手当及び勤勉手当（ボーナス）

- ・ 民間の年間支給割合 4.61 月分（職員の年間支給割合 4.50 月分）
- ・ 市内民間事業所における支給状況等を考慮して、年間支給割合を 0.10 月分引き上げ（4.50 月分→4.60 月分）、期末手当及び勤勉手当に均等に配分。令和 7 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように配分

(3) 初任給調整手当

- ・ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院の勧告を考慮して引上げ

(4) 実施時期

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日（ただし、期末手当及び勤勉手当は条例の公布日から実施）

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 基本的考え方

- ・ 人事院は、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③ Well-being の実現に向けた環境整備という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組むため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を示した。本市においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本市の実情や民間給与との比較結果も勘案しながら給与制度のアップデートを図っていくことが必要

(2) 各制度別の具体的措置内容

ア 扶養手当

- ・ 国における制度の見直しを考慮して、令和 7 年度から段階的に、配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る手当額の引上げを行うことが適当

イ 通勤手当及び単身赴任手当

- ・ 国における制度の見直しを考慮して、令和 7 年度から、通勤手当の支給限度額の引上げ並びに通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の拡大を行うことが適当

ウ 地域手当

- ・ 国や他の地方公共団体の今後の動向を注視しつつ、本市の実情や民間給与との比較結果を踏まえ対応を検討していくことが必要

エ その他

- ・ 国における制度の見直しの趣旨や内容を考慮しつつ、本市の実情を踏まえて、検討を進めることが必要

5 公務運営における課題

(1) 人材の確保

- ・ 近年の労働市場の流動化の傾向を踏まえ、新卒者層に加え、転職者層からも人材を安定的に確保し続けるために、受験可能な年齢の拡充や新卒層と転職者層の試験区分の明確化、民間の採用選考で広く用いられている適性検査の導入など、転職者層や技術系人材が受験しやすい試験制度の見直しを検討
- ・ 職業選択において「選ばれる」市役所となることを目指し、任命権者と連携しながら、本市で働くことの魅力発信や、採用前からの市職員としての意識醸成に取り組むことが重要

(2) 人材の育成・活用

ア 人材育成

- ・ 職員一人一人が将来に向けて明確なキャリアビジョンを有し、自己成長意欲を持って、必要な能力の向上を図るうえで、職場の果たす役割は大きく、職場のリーダーである管理職員は、その役割を十分に認識し、職員の人材育成等に積極的に関わることが重要
- ・ 組織全体の人材育成マインドの醸成や個々のニーズに応じてスキルアップできる自己選択型研修体系の見直し等、人材育成の新たな取組が、人材マネジメントの一環として機能していくよう、継続的に改善を行っていくことが必要

イ 昇任意欲の醸成に向けて

- ・ ジョブローテーションを始めとする計画的な人事異動を通して昇任することに対する不安を払拭し、昇任意欲の向上につなげられるよう、効果的な制度の運用が重要
- ・ 女性職員の課長補佐昇任選考の受験率低迷の課題に対しては、時間外労働の更なる縮減、ワークライフバランスが確保された働きやすい職場風土の醸成等を進めるとともに、昇任の不安を減少させるためのきめ細かな対応の検討が必要
- ・ 課長補佐昇任選考における試験勉強の負担を分散できる仕組みなど、能力実証試験としての水準を確保しつつより取り組みやすい試験制度を検討

ウ 主任級制度・推薦型昇任制度の活用

- ・ 令和6年4月の主任級の導入、推薦型の昇任制度の取組状況の評価・検証を十分に行い、経験や知識を兼ね備えた職員が、主任級職員となり、主任級の役割を果たす中で、更に経験を積み、課長補佐へステップアップしていく流れが定着するよう更なる制度の浸透が必要

エ 高齢層職員の活用

- ・ 能力と意欲のある高齢層職員を最大限活用するとともに、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくことが重要。高齢層職員が様々な公務においてモチベーションを高く持って活躍するための環境の整備について、引き続き検討していくことが必要

(3) 職員の意欲や組織パフォーマンスの向上に資する給与制度の検討

- ・ 国において、役割や活躍をより給与に反映し、組織への貢献にふさわしい処遇を確保するための給与制度の整備が進む中、本市においても、昇任意欲や組織パフォーマンスの向上に資する給与制度について本市の実態を踏まえながら検討を行っていくことが必要

(4) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

- ・ 長時間労働の是正のため、現状の超過勤務を前提とした働き方を抜本的に見直していくことが必要
- ・ 管理職員のマネジメント力の向上が重要。業務の平準化や業務分担の見直しに一層取り組むほか、職場内での知識の共有や業務の標準化を図ることが必要
- ・ 組織全体として業務の削減・合理化に積極的に取り組むことや、業務量に応じた人員の確保に努めることが必要

イ 多様で柔軟な働き方

- ・ より多くの職員がその事情やニーズに応じて柔軟にフレックスタイム制や早出遅出勤務、テレワーク等の制度を利用できるような運用上の工夫やDXの推進による業務の変革を行い、職員の多様な働き方の推進に向けた環境整備を更に進めることが必要

ウ 職員のメンタルヘルス対策

- ・ 本市職員のメンタルヘルス不調による休職者数は、全国の地方公務員の現況と同様に年々増

加傾向にある。本市が令和 6 年 4 月に策定した「職員のこころいきいきプラン 2028～名古屋市職員心の健康づくり推進計画～」における実施状況の評価・検証を行い、更なるメンタルヘルス施策の推進を図ることが必要

エ 仕事と生活の両立支援の拡充

- ・ 育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲の拡大、子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とすること等の事項について、本市においても措置を講じることが必要。国家公務員の育児休業等に関する法律について人事院が行った意見の申出の内容についても、仕事と生活の両立支援の重要性に鑑み、検討を進めることが必要

(5) 公務員倫理

ア 職員の不祥事に係る服務規律の確保

- ・ 管理職員は率先垂範して厳正な服務規律の確保に努め、所属職員に対してより一層の綱紀粛正の徹底を図るとともに、普段から所属職員の表情や言動に変化がないか気を配りフォローするなど、不祥事の未然防止に努めることが必要

イ ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントをなくすためには、管理職員による迅速・適切な対応や相談窓口の活用と併せ、全ての職員が互いに尊重し合い、ハラスメントは許さないという強い意識を持つことが必要

6 給与勧告実施の要請

給与勧告制度が、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保し、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与してきた役割を理解され、勧告どおり実施されるよう要請

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（令和 2 年度から令和 6 年度まで）

年 度			R2			R3			R4			R5			R6		
区 分			新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 案 数			4	1	5	2	1	3	1	0	1	0	0	0	1	0	1
審 査 結 果	却 下		2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	1	1	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		認容	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ			0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果				取 下 げ	係 属 状 況
					却 下	判 定				
						受理後 の却下	棄 却	認 容		
令和 6 年 度 新 規	令和6年 人委（措） 第1号	消防官	初任給の給与額の回復 及び初任給決定に係る 例規類の体系的な整備	R6. 9. 2						○

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（令和 2 年度から令和 6 年度まで）

年 度			R2			R3			R4			R5			R6		
区 分			新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 案 数			0	4	4	0	1	1	2	0	2	1	2	3	1	1	2
審 査 結 果	却 下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		承認	0	3	3	0	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	1
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属			0	1	1	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査 請求人	処分 内容	受付 日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属 状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
前年度から係属	令和5年 人委（審） 第1号	市長部局 事務職員	停職等	R5. 4. 28	書面審理 16(15)			R6. 11. 22				
令和6年度新規	令和7年 人委（審） 第1号	市立中学校 教員	口頭訓戒	R6. 12. 26	書面審理 3							○

※書面審理の（ ）は、令和 6 年度実施分

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（令和 2 年度から令和 6 年度まで）

年 度		R2			R3			R4			R5			R6		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
事 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（令和２年度から令和６年度まで）

年 度		R2			R3			R4			R5			R6		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
処理事案数合計		15	0	15	12	0	12	14	0	14	9	0	9	9	2	11
内 訳	任用関係	2	0	2	2	0	2	4	0	4	3	0	3	2	0	2
	給与・旅費関係	4	0	4	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1
	勤務時間・服務関係	5	0	5	2	0	2	2	0	2	3	0	3	1	1	2
	福利厚生関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	執務環境関係	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	1	0	1	7	0	7	1	0	1	2	0	2	4	1	5
その他		3	0	3	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	0	1
処理 状況	完結事案	15	0	15	12	0	12	14	0	14	7	0	7	9	2	11
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職 員 団 体 名	構 成 員 の 範 囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校特別支援学校の教諭等	S 41. 10. 7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S 41. 10. 7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S 41. 10. 7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S 48. 1. 17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S 58. 5. 23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H 1. 10. 20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H 6. 4. 8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H 25. 3. 18

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。令和 6 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職 員 団 体 名	変 更 内 容
R6. 4. 3	名古屋市立幼稚園教職員組合	役 員 の 変 更
R6. 4. 10	名古屋市立高等学校教員組合	役 員 の 変 更
R6. 6. 14	名古屋市教職員労働組合	役 員 の 変 更
R7. 3. 27	名古屋市立高等学校教員組合	役 員 の 変 更
R7. 3. 31	名古屋市教員組合	規約・役員の変更

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第 58 条第 5 項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。令和 6 年度に新たに号別区分が決定された事業場はなかった。

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第 58 条第 5 項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第 12 号	教育・研究	442	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 衛生研究所(業務課を除く) 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 教育支援センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館 11 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校(給食調理場を除く) 261 中学校 113 高等学校 14 特別支援学校(給食調理場を除く) 6 幼稚園 20
官 公 署 (第 1 号から第 15 号に掲げる事業を除く。)		85	市長部局本庁 13 東京事務所 市税事務所 3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所一時保護所、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(一時保護所を除く) 東部児童相談所(一時保護所を除く) ささしまライブ 24 総合整備事務所 都市整備事務所 2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 本部機動部隊 消防航空隊 消防署 16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く) 16 上汐田教育集会所 区役所支所 6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局 本庁 学校事務センター 市会事務局

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事業内容	事業 場数	事業場名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場) 小学校・特別支援学校給食調理場
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農林	1	東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保健衛生	113	精神保健福祉センター 厚生院 衛生研究所業務課 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 83 児童福祉センター 中央児童相談所一時保護所 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所一時保護所 東部児童相談所一時保護所 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 西部地域療育センター 区役所保健福祉センター (福祉部を除く) 16
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理事務所

(令和7年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容器	クレーン	ゴンドラ	計
性能検査	7 件	11 件	—	8 件	26 件
設置届	—	—	—	—	—
設置報告	—	—	—	—	—
使用再開検査	—	—	—	—	—
落成検査	—	—	—	—	—
変更届	—	—	—	—	—
変更検査	—	—	—	—	—
休止報告	—	—	—	—	—
廃止報告	—	—	—	—	—
計	7 件	11 件	—	8 件	26 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設置場所	基数	設置場所	基数
市役所東庁舎	2	千種図書館	1
中央卸売市場南部市場	2	市役所西庁舎	2
		計	7

イ 第一種圧力容器

設 置 場 所	基数
市 役 所 東 庁 舎	2
伏 見 ラ イ フ プ ラ ザ	2
中 央 卸 売 市 場 南 部 市 場	5
衛 生 研 究 所	2
計	11

ウ クレーン

設 置 場 所	基数
工 業 研 究 所	1
消 防 局	1
計	2

エ ゴンドラ

設 置 場 所	基数
中 央 卸 売 市 場 本 場	1
中 土 木 事 務 所	1
美 術 館	2
中 消 防 署	4
計	8

(令和7年4月1日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしないときは、30 日分以上の平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第 20 条第 1 項及び第 3 項)。令和 6 年度は、1 件の解雇予告除外認定申請に対し、令和 7 年 2 月 3 日に認定を行った(参考：令和 5 年度申請 3 件、認定 3 件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労基法及び安衛法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

令和 6 年度は人事委員会が職権行使を行う 543 事業場から 149 事業場を選出して書面調査を行った。その結果、必要に応じ実地調査を行い、労基法及び安衛法の違反等の状況が確認された事業場に対し、是正の指導等を行った。

また、前々年度に是正の指導等を行った事業場に対しても、改善状況の調査を行い、再度違反等の状況が確認された場合に、是正の指導等を行った。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和 6 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用＜別表1～3、7～21＞、昇任＜別表4～6、22～25＞及び転任＜別表26、27＞を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験＜別表7、8＞

実施状況について、申込者数は3,265人で、受験者数2,528人に対して、合格者数は903人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数1,110人の減少、受験者数875人の減少、合格者数368人の増加となっており、倍率は2.8倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数1,930人に対して660人の合格者を出し、倍率は2.9倍となっており、また、行政職技術は、受験者数194人に対して125人の合格者を出し、倍率は1.6倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は208人で、受験者数178人に対して合格者数は36人であり、倍率は4.9倍であった。

イ 第2類採用試験＜別表9＞

実施状況について、申込者数は548人で、受験者数381人に対して合格者数は125人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数55人の増加、受験者数37人の増加、合格者数は5人の増加となっており、倍率は昨年度の2.9倍から3.0倍に上昇した。

ウ 免許資格職採用試験＜別表10、11＞

実施状況について、第1次試験6月実施分は、申込者数は225人で、受験者数167人に対して合格者数は80人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数47人の減少、受験者数36人の減少、合格者数11人の減少となっており、倍率は昨年度の2.2倍から2.1倍に低下した。

第1次試験9月実施分は、申込者数は48人で、受験者数25人に対して合格者数は1人であり、倍率は25.0倍であった。

エ 職務経験者採用試験＜別表12～15＞

実施状況について、申込者数は788人で、受験者数576人に対して合格者数は118人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数157人の減少、受験者数119人の減少、合格者数25人の増加となっており、倍率は昨年度の7.5倍から4.9倍に低下した。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は33人で、受験者数24人に対して合格者数は8人であり、倍率は3.0倍であった。

10月に実施した追加募集については、申込者数は12人で、受験者数9人に対して合格者数は6人であり、倍率は1.5倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は44人で、受験者数40人に対して合格者数は17人であり、倍率は2.4倍であった。

オ 就職氷河期世代採用試験＜別表 16＞

実施状況について、申込者数 488 人で、受験者数 337 人に対して合格者数は 23 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 93 人の減少、受験者数 44 人の減少となっており、倍率は昨年度の 42.3 倍から 14.7 倍に低下した。

カ 障害者を対象とした採用選考＜別表 17＞

実施状況について、申込者数 103 人で、受験者数 83 人に対して合格者数は 5 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 12 人の減少、受験者数 7 人の減少、合格者数 1 人の増加となっており、倍率は昨年度の 22.5 倍から 16.6 倍に低下した。

キ 採用選考（人事委員会分）＜別表 18＞

実施状況について、行政職をはじめ 4 職種について 10 回実施し、受験者数 24 人に対して合格者数は 13 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 13 人の増加、合格者数は 4 人の増加であった。

ク 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 19＞

実施状況について、医事職をはじめ 7 職種について 21 回実施し、受験者数 651 人に対して合格者数は 172 人であった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数 49 人の減少、合格者数は 27 人の減少であった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 20＞

実施状況について、採用選考は 1,587 回実施し、当初受験者数 13,149 人に対して合格者数は 10,554 人であった。

コ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 21＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 11 件であり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 9 件であった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 22＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 139 人に対して最終合格者数は 14 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 34 人の減少、最終合格者数は 15 人の減少となっており、倍率は昨年度の 6.0 倍から 9.9 倍に上昇した。

イ 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 23＞

課長補佐昇任選考と課長補佐転任試験とを併せて、受験者数 591 人に対して最終合格者数は 224 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 194 人の減少、最終合格者数は 24 人の増加となっており、倍率は昨年度の 3.9 倍から 2.6 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 267 人に対して最終合格者数は 142 人、倍率 1.9 倍であった。

ウ 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 24＞

実施状況について、候補者 1 人に対して合格者数は 1 人であった。

エ 課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 25＞

実施状況について、候補者 34 人に対して合格者数は 34 人であった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 26＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 49 人で、受験者数 48 人に対して合格者数は 7 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 20 人の減少、受験者数 18 人の減少、合格者数 5 人の増加であった。

イ 転任承認＜別表 27＞

申請者数 5 人に対して承認者数は 5 人であり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 1 人の減少であった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 3 件であった。

＜別表 1＞試験実施日程

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (春実施 試験)	事務	行政	3/1 (金)	インターネット申込 3/1 (金) 3/21 (木)	4/21 (日)	5/9 (木)	(行政・ 行政(教養型))	(行政・ 行政(教 養型)) 7/19 (金)
		行政 (教養 型)					＜個別面接①＞ 5/25 (土) 6/5 (水)	
		行政 (プレゼ ンテーシ ョン型)					＜個別面接②＞ 6/22 (土) 7/4 (木)	
		情報					(行政 (プレゼンテ ーション型))	
	技術	土木					＜個別面接①＞ 5/25(土) 5/29(水)	(行政 (プレゼン テーション 型)) 6/26 (水)
		建築					＜個別面接②＞ 6/13(木) 6/15(土)	(上記以 外) 6/5 (水)
		機械					(上記以外)	
		電気					5/23 (木) 5/29 (水)	

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (夏実施 試験)	事務	社会福祉	4/16(火)	インターネット申込 4/18(木) } 5/7(火)	6/16(日)	6/26(水)	7/20(土) } 7/29(月)	8/20 (火)
		心理						
	技術	応用化学					<個別面接①> 7/6(土) } 7/10(水) <個別面接②> 7/31(水) } 8/6(火) <体力検査> 7/29(月) } 7/31(水)	
		造園						
	研究 (応用化学)							
	学校事務							
	消防							

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (秋実施 試験)	技術	土木 (プレゼン テーション型)	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	<個別面接①> 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月・祝) <個別面接②> 11/30(土) 12/1(日)	12/11 (水)
		建築 (プレゼン テーション型)						
		機械 (プレゼン テーション型)						
		電気 (プレゼン テーション型)						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (追加 募集)	行政 (プレゼンテ ーション型)		10/16 (水)	インターネット申込 10/16(水) 11/18(月)	12/1(日)	12/11 (水)	<個別面接①> 12/21(土) 12/22(日) <個別面接②> 1/13(月・祝)	2/4(火)

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日					
					試験日	結果発表日							
第2類	事務	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	10/28(月) 11/1(金)	11/12(火)					
	技術	土木											
		建築											
		機械											
		電気											
	学校事務												
	消防												

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	衛生	4/16(火)	インターネット申込 4/18(木) ゝ 5/7(火)	6/16(日)	6/26(水)	7/20(土) ゝ 7/29(月)	8/20 (火)
	獣医						
	管理栄養						
	保育Ⅰ					7/13(土) ゝ 7/15(月)	
	保育Ⅱ						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	司書		6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	10/28(月) 11/1(金)	11/12(火)

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日			
職務 経験者	事務	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) ～ 7/31(水)	試験日 9/29(日) 結果発表日 10/10 (木)	試験日 10/26(土) 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月 ・祝) 結果発表日 11/12(火)	試験日 11/23(土) 11/24(日)	12/11(水)			
		社会福祉									
	技術	土木									
		建築									
		機械									
		電気									
	学校事務										
	保育Ⅰ								試験日 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月 ・祝)	—	11/12(火)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
職務 経験者 (年度途中採用)	技術	土木	3/8(金)	インターネット申込 3/8(金) ～ 3/25(月)	4/21(日)	5/9(木)	6/8(土) 6/9(日)	6/26(水)
		建築						
		機械						
		電気						

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (追加 募集・ 第1次 試験 10月 実施分)	獣医	8/23(金)	インターネット申込 8/23(金) ～ 9/19(木)	試験日 10/20 (日)	試験日 11/16 (土)	試験日 12/8(日)	12/18 (水)
	保育Ⅱ			結果発表日 10/30 (水)	結果発表日 11/27 (水)		

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (追加 募集・ 第1次 試験 12月 実施分)	事務	心理	10/16 (水)	インターネット申込 10/16(水) ゝ 11/18(月)	試験日 12/1(日) 結果発表日 12/11 (水)	試験日 12/21 (土) 12/22 (日) 結果発表日 12/27 (金)	試験日 1/13(月・ 祝) 1/26(日)	2/4(火)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
		造園						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
就職 氷河期 世代	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) ゝ 7/31(水)	試験日 9/29(日) 結果発表日 10/10 (木)	試験日 10/24(木) ゝ 10/30(水) 結果発表日 11/12(水)	試験日 11/25(月) ゝ 11/28(木)	12/11(水)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
障害者 を対象 とした 採用 選考	行政	8/16(金)	インターネット及 び郵送申込 8/16(金) ゝ 9/4(水)	試験日 10/20 (日) 結果発表日 10/30 (水)	試験日 11/16(土) 結果発表日 11/27(水)	試験日 12/8(日)	12/18(水)

＜別表 2－1＞第 1 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 - ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 - イ 平成15年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月31日までに卒業見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験
心理	次のいずれかに該当する方 ・ 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方 ・ 公認心理師となる資格を有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの方 ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和7年3月31日までに卒業見込みの方を除く。 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-3> 免許資格職採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方（ただし、獣医区分は、平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方。保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分は、平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方） イ 平成15年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月31日までに卒業見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方（保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分を除く。） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
保育 I・II	保育士の資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和7年3月31日までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの方
司書	司書の資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方

＜別表 2-4＞職務経験者採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年7月1日から令和6年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
社会福祉	令和6年6月30日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要

建築	令和6年6月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方
保育Ⅰ	(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する方 （※）「保育所等」とは、次の施設とする。 ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表 2-5> 職務経験者採用試験受験資格（年度途中採用）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年3月1日から令和6年2月29日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
建築	令和6年2月29日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方

<別表 2-6> 職務経験者採用試験受験資格(追加募集・第1次試験 10月実施分)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 直近10年（平成26年8月1日から令和6年7月31日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
獣医	昭和38年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 (1)について、民間企業、動物病院における獣医師としての職務経験又は公的機関における獣医師としての職務経験を有する方 令和6年7月31日以前に獣医師の免許を有する方
保育Ⅱ	昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (1)について、「児童養護施設等（※）」における保育士としての職務経験を有する方 （※）「児童養護施設等」とは、次の施設とする。 ・ 児童養護施設や保育所をはじめとする児童福祉施設

	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所 令和6年7月31日以前に保育士の資格を有する方
--	---

＜別表 2－7＞職務経験者採用試験受験資格（追加募集・第1次試験 12月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年10月1日から令和6年9月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
心理	次のいずれかに該当する方 ・ 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方 ・ 公認心理師となる資格を有する方又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 臨床心理士となる資格を有する方又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和7年3月31日までに修了する見込みの方 ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方

土木 造園	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
建築	令和6年9月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方

<別表 2-8>就職氷河期世代採用試験受験資格

試験区分	受験資格
行政	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

<別表 2-9>障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和54年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 ア 身体障害者手帳 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可

＜別表 3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験		
第1類	事務	行政	教養試験 〈行政・行政(教養型)・情報〉 択一式、120分 知識分野:20問必須解答 知能分野:20問必須解答 〈学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答	個別面接 専門面接(研究のみ) 論文試験 (行政(プレゼンテーション型)及び技術(プレゼンテーション型)以外) 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)		
		行政(教養型)				
		行政(プレゼンテーション型)				
		情報				
		社会福祉				
		心理				
	技術	土木			〈社会福祉・心理・研究〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	
		建築				
		機械				
		電気				
		応用化学			職務能力試験	(行政(プレゼンテーション型)及び技術(プレゼンテーション型)以外)
		造園			〈行政(プレゼンテーション型)・技術・技術プレゼンテーション型〉 択一式、60分、60問必須解答	
		土木(プレゼンテーション型)			専門試験(該当区分のみ)	体力検査(消防のみ)
		建築(プレゼンテーション型)	〈行政〉 択一式、120分、40問必須解答			
		機械(プレゼンテーション型)	〈土木・建築・機械・電気〉 択一式、120分、30問必須解答		身体検査(消防のみ)	
		電気(プレゼンテーション型)	〈社会福祉・心理・応用化学・造園・技術プレゼンテーション型〉 択一式、120分、40問必須解答			
		研究(応用化学)				
		学校事務	〈研究〉 択一式、60分、20問必須解答			
		消防				
第1類 (追加募集)	事務	行政(プレゼンテーション型)	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接		

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政	教養試験 〈行政・学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈技術〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈技術〉 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
	学校事務			
	消防			

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ・Ⅱ以外〉 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) 〈保育Ⅰ・Ⅱ〉 択一式、90分、30問必須解答	個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	司書	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政	＜保育Ⅰ以外＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	＜保育Ⅰ以外＞ 論文試験 プレゼンテーション
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務				
	保育Ⅰ		＜保育Ⅰ＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答	実技面接 個別面接 ピアノ実技	—
職務経験者 （年度途中 採用）	技術	土木	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接 プレゼンテーション 論文試験	—
		建築			
		機械			
		電気			
職務経験者 （追加募集・第1次 試験10月実施分）	獣医		職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	論文試験 プレゼンテーション
	保育Ⅱ				
職務経験者 （追加募集・第1次 試験12月実施分）	事務	行政	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	論文試験 プレゼンテーション
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
		造園			

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
就職氷河期世代	行政		教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	個別面接	作文試験 個別面接

試験の種類	試験区分	第 1 次試験	第 2 次試験	第 3 次試験
障害者を 対象とした 採用選考	行政	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野:25問必須解答	面接試験	作文試験 面接試験

<別表 4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	課 長 補 佐 段 階
職 種	医事職以外の職種
方 法	原則として、筆記試験(第 1 次試験及び第 2 次試験)(別表 6 - 2 参照)、口述試験(第 2 次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和 6 年 6 月時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表 5 参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和 7 年 3 月 31 日現在において、職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により退職することとなる職員でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (課長補佐段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表 6 - 1 参照)

<別表 5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5 年
	短 大 卒	7 年
	高 校 卒 以 下	9 年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3 年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9 年

(注) 係員段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに課長補佐段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

＜別表 6－1＞種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	・ 課長補佐昇任選考の受験資格を有する者(別表 4 参照、以下同じ。)のうち、令和7年3月31日現在、年齢39歳以下である者 ・ 課長補佐転任試験^(注1)を受けようとする者
コースⅡ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 7 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上である者
コースⅢ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 6 年 6 月 1 日現在、主任段階の職にある者
コースⅣ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和 7 年 3 月 31 日現在、年齢 40 歳以上かつ勤続 17 年以上の者 ^(注2)

(注)1. 課長補佐転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の課長補佐の段階の職へ任命されるための試験をいい、課長補佐昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副課長補佐の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に 10 年以上在職していることを要する。

＜別表 6-2＞筆記試験の内容等

1 行政職（事務）、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第 1 次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 10 問	30 問	択一式	90 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 10 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 10 問				
	市政等に関 する 論 文	課長補佐として必要な市政等に関 する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心とする	約 7 問	20 問	択一式	60 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心とする	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市行政等	約 7 問				
	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	市政等に関 する 論 文	課長補佐として必要な市政等に関 する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

エ コースⅣ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	200 点

(2) 第 1 次試験免除者及び第 2 次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分	
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識			約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識			1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	課長補佐として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政	1, 183 人	983 人	857 人	368 人	2. 7 倍
	行 政 (教養型)	931	737	571	197	3. 7
	行 政 (プレゼンテーシ ョン型)	157	135	133	61	2. 2
	情 報	17	14	13	5	2. 8
	社会福祉	67	40	24	18	2. 2
	心 理	35	21	15	11	1. 9
技術	土 木	92	82	73	56	1. 5
	建 築	41	38	36	29	1. 3
	機 械	20	14	10	9	1. 6
	電 気	31	25	22	13	1. 9
	応用化学	18	11	9	4	2. 8
	造 園	7	2	2	1	2. 0
	土木 (プレゼンテーシ ョン型)	12	6	5	3	2. 0
	建築 (プレゼンテーシ ョン型)	16	7	5	5	1. 4
	機械 (プレゼンテーシ ョン型)	8	5	5	3	1. 7
	電気 (プレゼンテーシ ョン型)	4	4	4	2	2. 0
研究 (応用化学)		6	0	—	—	—
学校事務		208	99	45	13	7. 6
消 防		412	305	230	105	2. 9
計		3, 265	2, 528	2, 059	903	2. 8

＜別表 8＞第 1 類採用試験 (追加募集)

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 (プレゼンテー ション型)	208 人	178 人	100 人	36 人	4. 9 倍

＜別表 9＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政	133 人	91 人	78 人	36 人	2.5 倍
技術	土木	33	28	23	16	1.8
	建築	4	4	4	4	1.0
	機械	2	2	0	—	—
	電気	3	2	2	2	1.0
学校事務		12	7	5	2	3.5
消防		361	247	150	65	3.8
計		548	381	262	125	3.0

＜別表 10＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
衛生	34 人	22 人	14 人	10 人	2.2 倍
獣医	5	5	3	3	1.7
保育Ⅰ	133	108	90	63	1.7
保育Ⅱ	8	5	3	3	1.7
管理栄養	45	27	16	1	27.0
計	225	167	126	80	2.1

＜別表 11＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 9 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
司書	48 人	25 人	14 人	1 人	25.0 倍

＜別表 12＞職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行 政	564 人	402 人	206 人	96 人	67 人	6.0 倍
	社会福祉	46	40	39	27	18	2.2
技術	土 木	21	16	16	11	9	1.8
	建 築	5	3	3	3	3	1.0
	機 械	21	16	16	11	7	2.3
	電 気	16	13	13	5	3	4.3
学校事務		94	71	18	9	5	14.2
保 育 I		21	15	13		6	2.5
計		788	576	324	162	118	4.9

＜別表 13＞職務経験者採用試験（年度途中採用）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
技術	土 木	14 人	11 人	11 人		4 人	2.8 倍
	建 築	5	4	3		2	2.0
	機 械	7	4	4		2	2.0
	電 気	7	5	4		0	—
計		33	24	22		8	3.0

＜別表 14＞職務経験者採用試験（追加募集・第 1 次試験 10 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
獣 医		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
保 育 II		11	8	8	6	5	1.6
計		12	9	9	7	6	1.5

＜別表 15＞職務経験者採用試験（追加募集・第 1 次試験 12 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	心 理	12 人	12 人	12 人	11 人	5 人	2.4 倍
	土 木	8	7	7	5	4	1.8
技術	建 築	1	1	1	1	0	—
	機 械	11	10	9	6	2	5.0
	電 気	10	8	8	7	4	2.0
	造 園	2	2	2	2	2	1.0
計		44	40	39	32	17	2.4

＜別表 16＞就職氷河期世代採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政	488 人	337 人	130 人	46 人	23 人	14.7 倍

＜別表 17＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政	103 人	83 人	40 人	18 人	5 人	16.6 倍

＜別表 18＞採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分（又は詳細）	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	（住宅都市局長）	1 人	1 人	1 回
	（スポーツ市民局課長補佐級）	5	1	1
	（課長補佐(国への割愛派遣者)）	2	2	2
	（技師(国への割愛派遣者)）	1	1	1
	（総務局付担当課長）	4	4	1
	（技師）	1	1	1
学芸職	学芸員（課長補佐級）	8	1	1
研究職	（衛生研究所生活環境部長）	1	1	1
医事職	医師	1	1	1
計		24	13	10

＜別表 19＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市 長	医事職	医師	4 人	3 人	3 回
	医療技術職	歯科衛生士	3	1	1
	看護保健職	保健師	66	10	1
	清掃職	技士	141	20	2
	学芸職	学芸員	12	1	1
	労務職	—	72	15	5
教 育 委 員 会	学芸職	学芸員	14	1	1
	労務職	—	65	18	2
交 通 局 長	運輸職	運輸業務	274	103	5
計			651	172	21

＜別表 20＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	8,364 人	6,445 人	1,243 回
市 会 議 長	8	7	3
教 育 委 員 会	3,941	3,377	274
選挙管理委員会	491	491	31
消 防 長	129	66	15
上 下 水 道 局 長	157	117	11
交 通 局 長	59	51	10
計	13,149	10,554	1,587

＜別表 21＞採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	4 件	4 人	4 人	4 回
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	5	18	18	5
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	5	5	5	5
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
		衛生職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	1※1	69	69	1

※1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

＜別表 22＞消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
合格者 数等	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率	受験 者数	合格 者数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	61	7	8.7	51	5	10.2	—	—	—	27	2	13.5	139	14	9.9
航空消防	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	61	7	8.7	51	5	10.2	—	—	—	27	2	13.5	139	14	9.9

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
2. 第1次試験……………令和6年7月3日実施、令和6年8月13日合格者発表
3. 最終合格者発表……………令和6年9月6日

＜別表 23＞課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

合格者数等 職種（区分）		コースⅠ					コースⅡ				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	184 (2)[5]	116 <3>	119 (1)[5]	99 [4]	1.9	53 (1)[2]	38 <1>	40 (1)[2]	32 [2]	1.7
	土木	49 (3)	12	15 (3)	13 (2)	3.8	24 (1)	5	6 (1)	5 (1)	4.8
	建築	13 [1]	8	9 [1]	7 [1]	1.9	3	2	2	2	1.5
	機械	13 (1)[1]	5 <1>	6 (1)[1]	4 (1)	3.3	11	5	5	4	2.8
	電気	17 (1)	3	4 (1)	4 (1)	4.3	6	0	0	0	－
	造園	3	3 <1>	2	2	1.5					
	応用・ 工業化学	4 (1)	1	2 (1)	1	4.0					
	医学物理										
保育職		2	1	1	1	2.0	3	2	2	2	1.5
司書職							1	1	1	0	－
学芸職		7	3	3	3	2.3					
薬剤職											
獣医職		1	1	1	0	－	2	2	2	1	2.0
栄養指導職											
衛生職		5	4	4	3	1.7	1	1	1	1	1.0
医療技術職	診療放射 線技師	4	0	0	0	－	1	0	0	0	－
	医療検査 技術者	1	0	0	0	－					
	理学 療法士	1	0	0	0	－					
	作業 療法士	1	0	0	0	－					
	歯科 衛生士	1	0	0	0	－					
	臨床工学 技士						1	0	0	0	－
	保健師	2	2	2	1	2.0	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	2.0
看護保健職	助産師										
	看護師	1	0	0	0	－	1	0	0	0	－
清掃職		1	0	0	0	－					
動物飼育職											
運輸職	運輸業務	5	0	0	0	－	24 (1)	1	2 (1)	1 (1)	24.0
	技術業務	4	0	0	0	－	7	0	0	0	－
学校事務職		1	1	1	1	1.0	1 [1]	0	1 [1]	1 [1]	1.0
合計		320 (8)[7]	160 <5>	169 (7)[7]	139 (4)[5]	2.3	141 (4)[3]	57 <1>	63 (4)[3]	50 (3)[3]	2.8

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数…（ア）

（ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ）

[]内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数…（ウ）

注2 数値には転任を含む。（主任転任試験については申込者なし。）

注3 「第2次試験受験者数」＝「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、
コースⅣの種別の者で、口述試験を欠席した者）－（ア）＋（イ）＋（ウ）

注4 第2次試験（口述試験）の受験対象者がいる職種のみ、合格必要数を記載。

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
2	1	1	0	-	28 (5)	11	14 (5)	11 (4)	2.5	267 (8)[7]	166 <4>	174 (7)[7]	142 (4)[6]	1.9
2	0	0	0	-	14 (1)	4	5 (1)	5 (1)	2.8	89 (5)	21	26 (5)	23 (4)	3.9
1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	18 [1]	11	12 [1]	10 [1]	1.8
					3	1	1	1	3.0	27 (1)[1]	11 <1>	12 (1)[1]	9 (1)	3.0
					3	1	1	1	3.0	26 (1)	4	5 (1)	5 (1)	5.2
					1	0	0	0	-	4 [1]	3 <1>	2	2	2.0
										4 (1)	1	2 (1)	1	4.0
1	1	1	0	-	4	2	2	2	2.0	10	6	6	5	2.0
					3	1	1	1	3.0	4	2	2	1	4.0
					1	0	0	0	-	8	3	3	3	2.7
					1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
										3	3	3	1	3.0
					1	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1.0
					2 [1]	1	2 [1]	2 [1]	1.0	8 [1]	6	7 [1]	6 [1]	1.3
					5	1	1	1	5.0	10	1	1	1	10.0
					4	1	1	0	-	5	1	1	0	-
					4	0	0	0	-	5	0	0	0	-
										1	0	0	0	-
					2	0	0	0	-	3	0	0	0	-
										1	0	0	0	-
					2	0	0	0	-	6 (1)	2	3 (1)	2 (1)	3.0
					1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
1	0	0	0	-	6	0	0	0	-	9	0	0	0	-
					13	2	2	2	6.5	14	2	2	2	7.0
					2	0	0	0	-	2	0	0	0	-
					14	4	4	4	3.5	43 (1)	5	6 (1)	5 (1)	8.6
					5	2	2	2	2.5	16	2	2	2	8.0
					3	1	1	1	3.0	5 [1]	2	3 [1]	3 [1]	1.7
7	2	2	0	-	123 (6)[1]	34	39 (6)[1]	35 (5)[1]	3.5	591 (18)[11]	253 <6>	273 (17)[11]	224 (12)[9]	2.6

＜別表 24＞消防職課長補佐昇任選考（推薦型）

区 分	候補者数	合格者数	選考回数
一般消防	1 人	1 人	1 回
航空消防	—	—	
計	1	1	1

＜別表 25＞課長補佐昇任選考（推薦型）

職 種	候補者数	合格者数	選考回数
行政職	28 人	28 人	1 回
保育職	2	2	
衛生職	1	1	
看護保健職	1	1	
学校事務職	2	2	
計	34	34	1

＜別表 26＞転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	17 人	16 人	9 人	清掃職	行政職 (行政(教 養型))	1
				保育職	行政職 (行政(教 養型))	1
				運輸職	行政職 (機械)	1
				運輸職	行政職 (電気)	1
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	0	—	—	—	—	0
第2類	1	1	0	—	—	0
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	0	—	—	—	—	0
職務経験者	31	31	17	看護保健職	行政職 (社会福祉)	1
				学校事務職	行政職 (行政)	1
				運輸職	行政職 (電気)	1
計	49	48	26	7		

＜別表 27＞転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	5 人	5 人	1 回
計		5	5	1

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 令和 7 年 7 月 1 日

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
TEL : 052-972-3304
: 052-972-3305
FAX : 052-972-4182